

〔国際的な薬物乱用対策の歴史〕

- 1909 (明42) 上海あへん会議 (麻薬に関する最初の国際会議、13カ国参加)
- 1912 (大元) ヘーグ国際あへん会議、「ヘーグあへん条約」
麻薬の使用を正規目的に限定
- 1920 (大9) 国際連盟があへん等危険薬物の取引に関する諮問委員会を設置
- 1925 (大14) 8人の専門家による委員会設置 (国際取引を統制)
輸出入の許可制、国ごとの見積制度を導入
- 1931 (昭6) 見積制度を義務づけ
- 1936 (昭11) 麻薬の不正取引を犯罪とするよう義務づけ
- 1948 (昭23) 単一条約への準備が始まる
ペチジン等の合成麻薬も統制下となる
- 1953 (昭28) あへんの輸出目的生産を7カ国に制限
- 1961 (昭36) 「単一条約」採択
(目的)・条約の一本化
・ I N C B の設置 (→1968 設置)
・ けし、コカ、大麻の栽培を規制
- 1964 (昭39) 国連アジア極東麻薬協議会を東京で開催
- 1971 (昭46) 「向精神薬条約」採択
(目的)・麻薬以外の物質も規制 (向精神薬を4種のスケジュールに分類)
U N F D A C (国連薬物乱用統制基金) 設立
- 1984 (昭59) 国連総会において新条約準備作業開始を議決
- 1987 (昭62) 「国際麻薬会議」6・26 国際麻薬乱用撲滅デー制定、CMO制定
- 1988 (昭63) 「麻薬新条約」採択
- 1989 (平元) F A T F (金融活動作業部会) 設立
- 1990 (平2) 「国連麻薬特別総会」国連麻薬乱用撲滅の10年 (1991-2000) 制定、G P A 制定
C A T F (化学物質作業部会) 設立 (→1991年、最終勧告をまとめて活動終了)
- 1991 (平3) U N D C P (国連薬物統制計画) 設立
アジア太平洋地域麻薬対策高級事務レベル会議 東京宣言
- 1993 (平5) 第48回国連総会麻薬特別会合 48/12決議
- 1996 (平8) A T S 専門家会合 (ウィーン (2月) 及び上海 (11月))
- 1997 (平9) O D C C P (国連薬物統制・犯罪防止事務所) 設立

- 1998 (平10) 国連麻薬特別総会
- ・政治宣言
 - ・需要削減指導原則宣言
 - ・A T S 行動計画、前駆物質対策、司法共助推進対策、不正資金洗浄対策、不正作物撲滅計画
- 2000 (平成12) アジア覚せい剤乱用予防対策会議 (東京 (1月))
- 2002 (平成14) 国際麻薬統制サミット (東京 (4月))
- UNODC (国連薬物犯罪事務所) 設立
- 2003 (平成15) 国連麻薬特別総会 5 カ年評価・フォロー (於ウィーン)
- 2004 (平成16) 第 1 回麻薬・覚せい剤原料の統制に関するフォーラム (於東京)
- 2008 (平成20) 国連麻薬特別総会10カ年評価・フォロー事務交渉 (各種WG開催)
- 2009 (平成21) 国連麻薬委員会ハイレベル (閣僚) 会合
- ・新政治宣言
 - ・新行動実施計画
- 2013 (平成25) 国連麻薬委員会ハイレベル (閣僚) 会合
- 2016 (平成28) 国連麻薬特別総会 (於ニューヨーク (4月))
- ・世界薬物問題に対する共同コミットメント